質 問 書

2012年3月21日

放射性廃棄物全国拡散阻止! 3・26政府交渉ネット

日頃のご活躍に、深く敬意を表します。

東日本大震災で発生したがれきの処理問題は、現在国論を二分する論議となっております。

私たち「放射性廃棄物全国拡散阻止! 3・26政府交渉ネット」は、がれきの全国化・広域化を懸念する国民の目線に立って、まず主要テーマについて質問し、次いで各論についての質問をいたします。可能であれば23日に文書回答をいただき、その上で3月26日に開催する院内要請行動の中で、回答への再質問をいただくという形で、話し合いを進めたいと存じます。

以下、質問を列記いたします。簡潔にお答えをお願いいたします。

1. 主要テーマについての質問

(1)環境省のがれき全国・広域化を推進する理由と放射能汚染への対策について

環境省は、今回被災県3県のうち、福島県を除き、宮城、岩手県のがれきは、全国・広域化処理する方針を取った。がれきを遠くに運べば、ごみは混在し、焼却したり埋め立て処分するほかはなくなる。なぜ全国・広域化をがれき処理の柱の政策としたのか、また福島県を除いたのはなぜか、ご説明いただきたい。また今回は通常の震災・津波による被害に加え、東京電力福島原発事故による放射能汚染問題がある。がれきの全国・広域化処理を考えた時、放射能汚染の拡散についてどのように配慮し、対策対処したかご説明いただきたい。

(2)がれきの処理が進まない原因について

がれきの処理が進まないのは全国の地方自治体ががれきの受け入れを拒んでいることに原因が あると環境省は考えているか?

- ・震災から1年弱経過した今年2月でがれき処理の実施率が5~6%であることを環境省も発表している。しかしがれきの広域化計画に乗せているのは、岩手、宮城県のがれきの総量に対して、それぞれ1割強、2割強でしかないことを考えると、地元で予定していた70~80%のがれき処理計画の遅れが原因ではないか?それらが遅れた理由を箇条書きでお答えいただきたい。
- ・地元での処理が遅れた理由のひとつに、全国・広域化を想定して計画・予算化したことが、入っていないか?国が全国化・広域化の方針を掲げている以上、地元でのがれき処理を進められなかったと考えられるが、環境省の見解を伺いたい。

(3) ごみ焼却炉や最終処分場で、放射性物質の処理をすることについて

ごみ焼却施設やごみの最終処分場等の廃棄物処理施設は、放射性物質を処理することを想定して作られていない。実際ごみ焼却炉で焼却した時、放射性物質はバグフィルター等で99.99%除去できるという見解は、「災害廃棄物安全評価検討会」の酒井伸一委員から「机上の仮定の数字」

と批判されている。

最終処分場に埋め立てた時、浸出水に溶解したセシウムは、浸出水処理施設では捕獲できない。 実際島田市の最終処分場の浸出水処理施設から河川放流される放流水の沈殿土壌からセシウムが 300Bq/kgという高濃度に検出されている。

従来の廃棄物処理施設で、放射性物質を処理できると判断した根拠を伺いたい。

(4) 「99.99%」論が根拠を持たなかったことについて

放射能汚染がれきを、市町村の焼却炉で焼却処理してよいとする環境省の方針(2011年6月23日)は、放射性物質についての実験データなしに決定していたことを、環境省も認めたことが 東京新聞(2012年1月21日号)で報道された。

「焼却してもほぼ99.99%除去できる」という環境省の発表について、以下質問する。

- ①なぜ虚偽の事実に基づき、発表したのか?その釈明を求めたい。
- ②その上で、その責任をどのように取るのか。
- ③発表をHP上から取り消す予定はあるか。
- ④科学的データを採取するための新たな態勢をどのように考えるのか。 以上簡潔にお答えいただきたい。

(5) 有害物を希釈し、拡散することについて

がれきの全国化・広域化処理は、放射能汚染の怖れのあるがれきを全国に拡散する処置であり、 焼却に当たって、通常ごみに混在させて焼却するという処置は、大気を捨て場とする希釈・拡散で ある。

環境省は、国際水銀条約の締結に向けては、水俣の教訓を踏まえ、国際水俣条約として名付けたらと提案する一方で、放射能汚染物については、全く反対の汚染物拡散の方針を取っている。その理由を伺いたい。

(6) がれきの広域化処理に対し、多くの府県から疑問・要請が出されていることについて

環境省の政策に対して、10を超える府県から疑問・要請が出されている。以下列記する。

- ●愛知県からは、焼却前の受け入れ基準を設けるように要請が出され、放射能汚染がほとんどない 同県に持ってくることへの疑問が出されている。
- ●神奈川県からは、受け入れ基準を設けることや広域処理に基づく廃棄物の処理規定を設けることなどの要請が出されている。
- ●大阪や関西広域連合委員会からは、以下の疑問・要請が出されている。
- ・がれきを焼却した後の焼却灰を大阪湾の海面埋め立て場に埋め立てた時、水に溶けやすいセシウムが溶出する恐れがあり、安全だと言える技術指針を示すことを求めている。
- ・セシウム 137や 134において、100 B q/k g以下という原子炉規正法による従来の(廃棄物として取り扱ってよい)基準と汚染特措法による 8000 B q/k g二つの基準があって、ダブルスタンダードになっている点について説明が求められている。
- ・広域化の前に、がれきの分類やがれきの処理が地元でどのように進んでいるかを示してほしい。 これらの府県からの疑問点や要請文は、環境省が取ってきた全国・広域化の方針の根拠を問い、
- 一般廃棄物の焼却施設や埋め立て処分場で処理することの誤りを指摘するものになっていると考

(7) がれき処理の広域化と国家予算との関連について

がれきの処理経費は、宮城県・岩手県だけで1兆700億円という産経新聞の報道があった。同 記事には阪神・淡路大震災ではトン当たり2万2千円。今回はトン当たり5万円から6万円という 予算立てになっていると記載されている。

今回、福島県を含めて3県のがれきの総量は、約2400万トンである。阪神・淡路大震災時の処理経費(トン2万円)で計算すると、福島を含めても約5000億円前後の予算ですむ。そこでお伺いする。

- ① がれき処理の予算額について、宮城県・岩手県2県の総額は1兆700億円と報道されているが、この予算案の明細は、どのように組み立てられているかお聞きしたい。
- ② 福島県内での処理を含めての3県の予算総額をお答えいただきたい。
- ③ 広域化のコストはトン当たり約6万円ということだが、予算化にあたっての算定根拠をお伺いしたい。
- ④ 約6万円としても広域化に供するがれきの量から言えば、6~7千億円ぐらいである。なぜ1 兆にも膨らんでいるのか?
- ⑤ 地元でのがれき処理に切り替えれば、予算規模が大幅に縮小する。縮小補正し、別目的(地元の事業者への復興資金等)への組み替えは可能かお伺いしたい。

2. 各論に関する質問

(1)広域処理の方針について

- ① 広域処理の法令上の根拠と、広域処理の方針を決定したプロセスについて説明をいただきたい。
- ② 広域処理から外した福島県は、放射能汚染を考えて外したと聞いている。しかし岩手県、宮城県の放射能汚染についても牛肉・稲わら汚染、文科省の放射線地図、両県下の市町村のごみ焼却炉の焼却灰の汚染度の測定によって判明している。両県の広域化を見直さなかった理由と、長く露天に置かれた両県のがれきについて放射能汚染調査を行ったかどうか、行わなかったのであればその理由もご説明いただきたい。
- ③ 放射性物質を含んだ災害廃棄物の処理処分は、国際的な観点からも他の廃棄物と混合希釈することなく、発生現地での保管管理を原則とすべきである。この方針を貫徹するためにこれまでどのような対策を講じてきたか?
- ④ 環境省では広域処理の必要性の理由について、岩手・宮城両県内での処理施設が不足していることをあげている。一方で、がれき処理が進まない理由として、被災地における焼却炉の新設等、処理施設の建設に対して、陸前高田市長のように地元県及び国が非協力的であるとの訴えがある。被災地における処理施設の整備拡充の現状と今後の見通しについて伺いたい。
- ⑤ 災害廃棄物の種類・性状によっては、被災地における地盤のかさ上げやセメント化による堤防 等コンクリート構造物への利用などが検討されていると思うが、広域処理のケースと現地処理 若しくは再利用等の活用を図るケースとのコストパフォーマンスを含めた比較検討を行ってい るか。広域処理に要する経費の算出根拠と積算結果を公表してほしい。
- ⑥ 広域処理の対象物について、環境省では、「放射性セシウム濃度が不検出または低く、岩手県と 宮城県の沿岸部の安全性が確認されたものに限ります。」としている。放射性セシウム以外の核

- 種の分析による濃度の確認及び採取物による濃度のばらつき (ホットパーティクルの混入の有無) について、どのような対策が講じられているか、ご説明いただきたい。
- ⑦ 環境省は「可燃物の場合は、対象とする災害廃棄物の放射性セシウム濃度の目安を焼却炉の型式に応じて240ベクレル/kg以下又は480ベクレル/kg以下のものとしています。」としている。この数値の根拠を伺いたい。また、埋め立て処分に当たっての8000ベクレル/kgから計算しているとなると出口規制になる。出口規制でよいとする根拠を伺いたい。

(2)放射性物質を含む可燃物等の焼却処理及び最終埋立処分について

- ① 広域処理の対象物の取扱い基準(放射性セシウム等の核種の含有基準)を設定していない 理由を伺いたい。
- ② 環境省では、既存の焼却施設でダイオキシン対策等のために高性能の排ガス処理装置(バグフィルター等)が備わっておれば、放射性セシウムをほぼ100%除去できるとしている。その根拠を具体的な数値(処理装置の前後の濃度と除去率)で示し、また、現行の排ガス採取方法の妥当性と定量下限値の設定について、どのような検討を行ってきたのかご説明いただきたい。
- ③ 「指定基準の8,000ベクレル/kg以下の廃棄物に関しては、放射性物質に汚染されていない廃棄物と同じ方法又はほとんど変わらない方法で安全に分別、焼却、埋立処分等の処理を行うことが可能である」としているが、実際には既存の焼却施設で、バグフィルターの破損や不具合等の発生事例が多く報告されている。バグフィルターの性能評価、故障時の排ガス中のガス成分(重金属類、ダイオキシン類等、芳香族炭化水素類等)の測定例をお示しいただきたい。
- ④ 「放射性セシウム 8,000 ベクレル/kg 以下の廃棄物を追加的な措置なく管理型処分場で埋立実施することについて、既存の国際的な方法論と完全に整合性がとれている。」としているが、その理由をご説明いただきたい。また実際には既存の管理型処分場で、遮水工の破損や汚水漏れ検知装置の不具合、防災調整池やダム堰堤の亀裂・倒壊などの発生によって、廃棄物の場外への流出や汚染された浸出水の地下への浸透などの不具合事例が各所で発生しているが、このような事例について把握されているものを公表いただきたい。
- ⑤ 千葉県市原市内にある市原エコセメント㈱の工場から、1,000ベクレル/kg を超える放射性セシウムが検出された事例や、群馬県伊勢崎市の一般廃棄物最終処分場の排出水中から、放射セシウムが排水基準を超えていることが判明した事例、また現在、災害廃棄物を受け入れて焼却処理を行っている静岡県島田市の最終処分場の浸出水処理施設から、放流水の沈殿汚泥中から300ベクレル/kg という高濃度の放射性セシウムが検出された事例など、現に環境汚染をもたらしている事例があることについて、どのような対応を講じているか、ご説明いただきたい。
- ⑥中部電力㈱は、「東日本震災がれきを石炭火力発電所で焼却処理することはできないのでしょうか?」との問い合わせに対して、中部電力㈱火力部は、以下のような理由から困難であるとの回答を寄せている。
 - ア) 微粉炭ボイラは、非常に細かく砕いた状態でボイラに燃料を投入しています。瓦礫は異物や塩分等を含んでいることが懸念され、微粉炭の損傷やボイラ炉内腐食等の設備不具合が懸念されます。

- イ)建設廃材におけるCCA処理剤(シロアリ対策としてのクロム鋼ヒ素系木材保存剤)等 防腐剤や接着剤等の化学物質が含まれるため、設備への影響や石炭灰の有効利用に支障 が生じる恐れがあります。
- ウ)電力需給が厳しい中、信頼度を落とすことは避けたいです。また机上ベースの検討・評価に加え、実証試験を行った上でないと使用することは難しいです。

以上の回答は、自治体の焼却施設についても当てはまることではないか。

(3)汚染原因者の東京電力による災害廃棄物の処理責任について

- ① 今回の災害廃棄物の放射能汚染の原因をつくった東京電力の処理責任については、どのような 見解をお持ちかお伺いしたい。
- ② 放射能汚染された災害廃棄物の処理処分については、第一義的には東京電力に用地の確保や必要な処理施設の整備及び経費負担を求めるべきではないかと考える。これまで東京電力に対して、どのような対応を取ってこられたかお伺いしたい。
- ③ 東京電力は、二本松市内のゴルフ場経営者が提訴した原発事故による民事上の損害賠償責任を 求める裁判で、「無主物」を主張して東京電力には一切責任がないとの主張を行ったが、これ は公害対策基本法の制定から1970年の公害国会における各種の公害環境法制度の整備に よって築き上げてきた環境法制の成果を無にするものであって、とうてい容認できない主張で ある。環境省はこのことに対して、東京電力に対してどのような対応を取ってきているか、ご 説明いただきたい。
- ④ 本来であれば、放射能汚染された災害廃棄物の処理処分の責任は、第一義的に東京電力に課すべきである。現行のように国及び自治体が処理処分を肩代わりして行う場合、万が一、環境汚染や健康被害の発生をもたらすことが生じた場合には、東京電力が責任を取るようになっているかどうか、ご説明いただきたい。

(4)地方自治体から出されている疑問等について

東京都や島田市のように、災害廃棄物を積極的に受け入れて焼却処理等を行っている自治体がある一方で、札幌市のように、「放射性物質が国の基準を下回っていても受け入れるつもりはない。」「放射亜聖物質は微量でも有害で極めて長寿命。十分な知識を持ち、風評被害のことも考えた上で判断してほしい。」(平成24年3月7日付北海道新聞)と国の広域処理方針に疑問を呈している自治体もある。

また、愛知県や神奈川県、関西広域連合などからは、環境省に対して、広域処理の方針に対する 疑問や、従前の原子炉等規制法で定められたクリアランスレベルである100ベクレル/kg と今回 の8,000ベクレル/kg との矛盾に対する質問などが出されているが、地方自治体のこのような 切実な問いかけや要望に対する環境省の対応状況について、自治体からの質問容貌内容、それへの 環境省の答弁、再質問等の状況について、ご説明いただきたい。

(5)放射線被ばくによる安全評価について

環境省及び原子力安全委員会では、指定基準の8,000ベクレル/kgを決めるに際して、一般 住民及び作業に従事する作業者の年間被ばく線量について、総被ばく線量ではなく、「処理に伴っ て受ける被ばく線量」を1mSv/年を超えないこととした理由について、その根拠を示し、ご説明 いただきたい。

(6)現行法と放射性物質汚染対処特措法との関連について

- ① 100ベクレル/kg を定めた原子炉等規制法と8,000ベクレル/kg を定めた放射性物質汚染 対処特別措置法(以下「特措法」と略す)との関係はどのようになるか、ご説明いただきたい。
- ② 特措法第20条に定める特定廃棄物の処理の基準及び特措法第23条に定める一般特定廃棄物等の処理の基準について、環境省令は具体的にいつ定める予定か、ご説明いただきたい。
- ③ 廃棄物処理法以外の土壌汚染対策法や水質汚濁防止法等廃棄物処理法以外の環境法制と特措法との関連について、今後どのような取扱いをされる予定か、ご説明いただきたい。

(7)災害廃棄物安全評価検討会等環境省の有識者会議公開と議事録作成について

① これら有識者会議を、非公開にしている理由について、環境省は「メンバー各位の率直かつ自由な意見交換を確保するため」としているが、会議の透明性や公平性の観点から疑問があるので、これまで非公開としてきた議事録、会議録音の公開と次回以降の会議の公開をすべきと考える。ご見解を伺いたい。

ちなみに「災害廃棄物安全評価検討会」については、議事録の開示請求について、

- 1~4回 議事録開示
- 5~7回 議事録 不存在 会議録音 存在(非開示)
- 8~9回 議事録 不存在 会議録音 不存在
- という事態になっている。会議録音すらない理由をお伺いしたい。
- ② また、議事録については、議事録(要旨)しか公表していない。次回以降は委員名の明記をはじめ、発言の詳細を公表すべきと考えるが、ご見解を伺いたい。